



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

## 知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3401 号 2016.12.13 発行

### 社会保障充実3000億円先行...消費増税待たず

読売新聞 2016年12月13日

政府は消費税率の10%への引き上げを前提に計画されていた社会保障の充実策のうち、子育て支援や無年金者対策などについては2019年10月に延期された消費増税を待たずに、17年度から実施する方針を固めた。

その費用として17年度予算案に最大3000億円を計上する方向で最終調整している。財源は、消費増税対策として低所得者に現金を配っている「簡素な給付措置」を取りやめることなどで賄う。

政府が看板政策に掲げる「1億総活躍」の実現に向けた充実策の一部を先行実施することで、経済の底上げを急ぐ狙いがある。

### 虐待防止へ司法機関が関与すべき 大筋でまとまる NHK ニュース 2016年12月12日

厚生労働省の専門家会議は、児童相談所が虐待の疑いがある子どもを保護者の同意がないまま2か月を超えて引き離す場合は、適切かどうかを家庭裁判所が審査するなど、虐待を防ぐ取り組みに司法機関が関与する仕組みを導入すべきだとする意見を大筋でまとめた。

12日、開かれた厚生労働省の専門家会議では、子どもの虐待を防ぐための新たな仕組みについて、大筋で意見がまとまりました。

それによりますと、児童相談所が虐待や育児放棄などを理由に子どもを保護者から一時的に引き離す「一時保護」について、保護者の同意がないまま法律で定められている原則2か月以内という期間を超えて保護する場合は、家庭裁判所が適切かどうかを審査する仕組みを導入すべきだとしています。

また、児童相談所の指導に従わない保護者に対しては、家庭裁判所が子どもをどのように育てていくか、計画を作成したうえで、それに従うよう命じるなど介入すべきだとしています。

一方、法律の専門家の委員からは、裁判所に福祉の役割を担わせることで、司法の中立性が損なわれかねないなどと慎重な意見も出され、合わせて盛り込まれました。

厚生労働省は、今回の意見を踏まえ、法務省などとも協議しながら、具体的な制度作りを検討していくことにしています。

### 弁護士「一定の評価」

子どもを保護者から引き離す「一時保護」の手続きに家庭裁判所の審査を導入することについて、児童虐待に詳しい磯谷文明弁護士は、「子どもを引き離すときには保護者への配慮も必要なので、適正な手続きを確保するうえで家庭裁判所が関与することについては一定の評価ができる」と述べました。

そのうえで、具体的な制度づくりの課題について、「一時保護を継続するには児童相談所がその必要があるという証拠を家庭裁判所に提出することが求められるが、密室で起こる虐待の証拠や子どもの証言を集めるのは容易ではなく、子どもの安全を守れないおそれも

ある。児童相談所の体制を強化しつつ子どもを守る視点を忘れずに制度づくりを進めていくべきだ」と指摘していました。

子どもの事故繰り返さない 「小さいのち」シンポジウム 重政紀元、五十嵐聖士郎



朝日新聞 2016年12月13日  
 子どもの命を守るため、社会ができることを話し合ったシンポジウム＝10日午後、東京・築地の浜離宮朝日ホール、飯塚晋一撮影

繰り返される子どもの事故死や虐待死を防ぐために社会ができることは――。子どもの命を考える本紙の企画を題材にしたシンポジウム「小さいのち 守るためにできること」が10日に都内で開かれた。朝日新聞社と、事故予防に取り組むNPO「Safe Kids Japan (ジャパン) (SKJ)」の共催。約130人の参加者を前に、遺族や医療関係者らが語り合った。

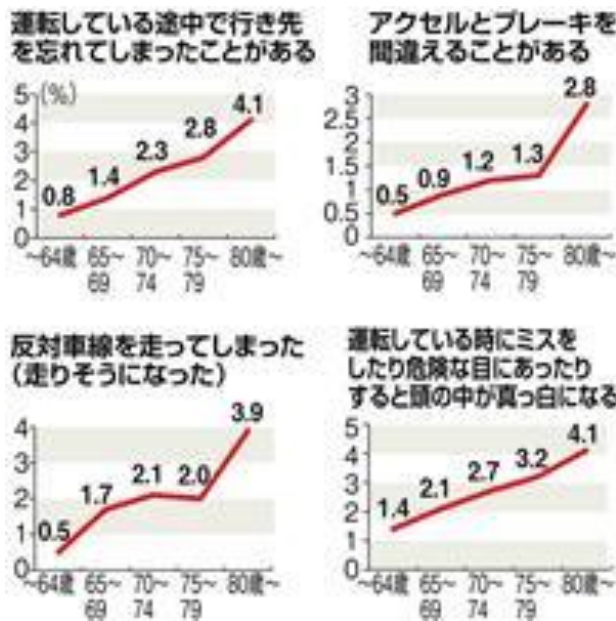
■見守りには限界 情報の収集、開示を

「治療だけしていいのかという疑問があった」

子どもの事故予防を考えるパネル討論では、国立成育医療研究センター（東京）の林幸子・救急センター副看護師長が、子どものけがに関する独自の情報収集と分析を始めた理由などを語った。

センターでは、子どもを中心に年間3万人の救急患者を受け入れている。転落や窒息、誤飲による中毒などの事故について、昨年度は約4千件の情報を集め、原因につながる情報を医療機関や研究機関に提供しているという。「(保護者は)自分の中に原因を閉じ込めていると感じる。誰かが聞くことが大切」と話した。

「行き先忘れる」高齢ドライバー、80歳以上で4.1% 埼玉で7000人調査



産経新聞 2016年12月12日  
 高齢者による交通事故や犠牲者が増えていることを受け、日本認知症予防学会の浦上克哉理事長が監修した「運転時認知障害早期発見チェックリスト30」による調査が埼玉県内で行われ、80歳以上で「行き先を忘れることがある」が4.1%など大半の項目で加齢とともに数値が上昇していることが12日、同県警のまとめで分かった。浦上理事長は「チェック項目が多い人は認知機能の病的障害を念頭に、専門機関を受診するなどしてほしい」と呼びかけている。

調査は10～11月、同県内で免許更新のため警察署などを訪れた高齢者らを対象に実施し、6929人が回答した。年齢別内訳は64歳以下1321人▽65～69歳764人▽70～74歳2351人▽75～79歳1565人▽80歳以上824人▽年齢記載なし104人。

30項目のうち、「アクセルとブレーキを間違えることがある」は64歳以下の0.5%から加齢とともに漸増。75～79歳は1.3%だったが、80歳以上は2.8%に跳ね

上がった。「反対車線を走ってしまった」は80歳以上で3.9%。また、「今までできていたカーステレオやカーナビの操作ができなくなった」は80歳以上で6.7%となり、64歳以下の0.2%の約3.4倍となった。

30項目中5つ以上にチェックが入った割合は、65～69歳5.2%▽70～74歳6.9%▽75～79歳8.9%と上昇。80歳以上は11.2%で64歳以下の5倍以上に及んだ。

チェック数の最多は「あまり洗車をしなくなった」で80歳以上は18.3%。浦上理事は「老化や認知機能の低下による意欲の低下が原因」とコメント。同県警は「チェック項目が多い人は、運転免許の自主返納を検討してもらいたい」としている。

### 【駅突き落とし】滋賀在住の20代無職男を愛知で確保 ジャージ男に酷似 家族は行方不明届け

女子高生らが男に突き落とされたJR環状線新今宮駅のホーム＝11日午後10時18分、大阪市浪速区（安元雄太撮影）

大阪市浪速区のJR関西線新今宮駅のホームで11日、女性が突き落とされて線路に転落した事件で、突き落としたとみられる滋賀県在住の無職の20代男が愛知県内で身柄を確保されたことが12日、捜査関係者への取材で分かった。大阪府警は今後、男から詳しく事情を聴く方針。

大阪府警によると、男は11日午後11時ごろ、愛知県内で無銭飲食をした疑いで、同県警に身柄を確保された。府警が同駅の防犯カメラ映像から、似た人物がいないか近隣の警察に手配しており、服装の特徴などが一致した。男には発達障害の疑いがあり、責任能力の有無を慎重に調べる。

一方、男の家族は11日夕、滋賀県警に行方不明の届けを出していたという。

事件は11日午後5時ごろに発生。電車待ちをしていた大阪府岸和田市の無職女性（63）が若い男に後ろから突き飛ばされ、約1・3メートル下の線路に転落した。

女性はほかの乗客らに救助され、直後にやってきた快速電車も急ブレーキをかけて直前で緊急停止したため、けがはなかった。女性が突き落とされる直前には、約5メートル離れた場所にいた同府和泉市の高校3年の女子生徒（18）も男に突き飛ばされたが、踏みとどまり無事だった。

防犯カメラの映像などから、関与したのはジャージ姿の若い男と判明。映像には、男が事件の少なくとも数分前からホーム上を歩き回る様子も写っていた。事件後、階段を上って反対側のホームから電車で逃走したとみられ、大阪府警が殺人未遂事件として捜査していた。

### 事件数分前、ホーム歩き回るジ 産経新聞 2016年12月12日



### 線路突き落とし、28歳男逮捕＝殺人未遂、容疑を否認－大阪府警

時事通信 2016年12月13日

大阪市浪速区のJR新今宮駅のホームで、女性2人が後ろから男に押され、うち1人が線路に転落した事件で、大阪府警は13日、殺人未遂容疑で、朝鮮籍の無職裴晃大容疑者（28）＝大津市南志賀＝を逮捕した。容疑を否認しているという。

府警によると、被害者には軽度の知的障害があり、刑事責任能力の有無を慎重に調べる。

逮捕容疑は11日午後5時5分ごろ、浪速区恵美須西のJR新今宮駅ホームで、電車待ちをしていた高校3年の女子生徒（18）と主婦（63）を背後から押し、殺害しようとした疑い。

主婦は線路上に転落し、直後に難波発王寺行きの快速電車がホームに進入したが、約7メートル手前で緊急停止し、接触はなかった。女子生徒は踏みとどまったという。（

### 医療的ケア 保育所、急務 社会の中で育てたい 毎日新聞 2016年12月13日



人工呼吸器をつけ、母里美さん（右）と公園でシャボン玉を  
して遊ぶ小野蓮人ちゃん＝千葉県流山市で、小川昌宏撮影

医療的ケアが必要な子どもの保育所受け入れは、自治体によって対応が大きく分かれることが明らかになった。「社会の中で育てたい」。保護者は懸命に訴えている。【中川聡子、坂根真理】

「実際に本人の様子を確認することもなく、入園を断られました」。千葉県流山市の小野里美さん（30）は力なく語る。長男蓮人（れんと）ちゃん（2）は、主に睡眠中に呼吸が止まってしまう難病「先天性中枢性低換気症候群（CCHS）」を患い、生後2カ月で気管切開した。1歳で保育所入所を申し込んだが、「保育士や看護師の配置や人工呼吸器の安全な運用が難しい」「突発的な事故が起きる可能性が高い」などの理由で認められなかった。出産後も働くつもりでいた里美さんは、育児休業中に退職。現在は蓮人ちゃんに通う児童発達支援施設のパート職員として働く。発達の遅れはない蓮人ちゃんについて「支援施設は子どもが少ないし、保育所と比べると外遊びの機会も少ない。もう少し大きくなったら物足りなさを感じると思う」と話す。

### マニュアル作成は22市町どまり 災害時の指定避難所運営 福岡県、本年度中に指針【福岡県】

運営マニュアルを作成済みの県内市町村	
指定避難所	北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、柳川市、八女市、筑後市、小都市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、福津市、朝倉市、糸島市、那珂川町、篠栗町、水巻町、大木町、広川町、築上町
福祉避難所	北九州市、久留米市、直方市、飯塚市、筑後市、豊前市、小都市、大野城市、福津市、糸島市、那珂川町

西日本新聞 2016年12月13日  
災害時に開設される「指定避難所」の運営マニュアルを作成している市町村が県内60市町村のうち22市町にとどまっていることが12日、県の調べで分かった。高齢者や障害者などの要援護者を対象とした「福祉避難所」の運営マニュアル作成は、さらに少ない11市町

だった。同日の県議会一般質問の答弁で小川洋知事が明らかにした。

佐々木允氏（民進党・県政県議団）への答弁。小川知事は指定避難所の運営マニュアルについて、県が市町村向けの作成指針を本年度中に策定する考えを表明。「早期に全市町村でマニュアル作成が図られるよう促す」と述べた。

運営マニュアルは避難所開設までの手続きや職員らの役割分担、避難スペースの割り振りやごみ出しのルールなどを定めたもので、国が市町村に作成を求めている。

県は今年1月現在の作成状況を各市町村に聞いた。県によると、未作成は小規模市町村に多く、担当職員が他の業務を兼務しているため作成に至っていないという。一方、市町村向けの指針は全国33都道府県が策定済みで、県の取り組みも遅れている。

4月の熊本地震では大勢の被災者が詰めかけた指定避難所の一部で支援物資の配布が滞

ったり、ノロウイルスによる食中毒が発生したりするなど運営が混乱した。女性や子育て中の保護者専用スペースの不足など生活環境の悪さも指摘された。

県は市町村にマニュアル作成を促すとともに、来年度以降は複数の市町村で避難所運営の訓練を実施する方針。居住スペースの確保や支援物資の受け入れなどを実際に行い、事例を市町村に紹介する。

## 訪日客の「緊急事態」QRコードやアプリで支援 災害時や病院で

日本経済新聞 2016年12月13日

訪日外国人が災害時や体調が思わしくない時でも安心できるよう外国語で情報提供するサービスを東京都内の中小企業が相次ぎ開発している。QRコードやスマートフォン（スマホ）、タブレット端末用アプリを活用することで適切な情報を得たり発信したりすることができる。2020年東京五輪・パラリンピックを前に外国人により快適な環境づくりを目指す。

翻訳ベンチャーのPIJIN（中央区）は災害時に観光案内板のQRコードを読み取ると、あらかじめ設定した言語で避難情報を表示するシステムを開発した。案内板の説明文などを翻訳して表示する技術を災害時にも活用する。英仏独など欧州の主要言語のほか、中国語、韓国語など計36言語に対応する。

観光地で地震が発生した場合、近くの案内板のQRコードを読み取ると、その地域の震度や今後の余震などの情報が表示される。QRコードに対応する表示内容はインターネット上で随時編集できるため、災害時などはリアルタイムで情報発信できる。

同社は国の研究機関と連携して17年度からQRコードによる多言語での避難誘導の実証実験を始める。避難先の情報のほか、机の下に潜るなど対処法の発信も目指す。聴覚障害者の利用を念頭に観光地での音声案内を翻訳して文字表示するヤマハのアプリ「おもてなしガイド」も活用。防災無線から流れる避難情報も多言語で表示する。

システム開発のクリエイティブワークス（墨田区）はAR（拡張現実）を活用した避難アプリを来年度に実用化する。アンドロイドのスマホをかざすと、実際の風景の画面に最寄り避難所・場所の方向を示す矢印と距離を表示する。都内3000カ所を超える避難所・場所の情報を蓄えており、地震や津波で風景が変わっても避難できるようにする。また、自治体や大使館の災害対応などの情報を日・英・中の3カ国語で定期的に発信し、日ごろから災害に備えてもらう。

翻訳業務のマイス（新宿区）は外国人が医療機関を利用する際に症状や普段の薬、病歴などを英米仏のほかタイ、インドネシア、ベトナムなど13言語で入力できるタブレット端末用アプリを開発した。医師が診察前に外国人患者の情報を日本語で確認し、スムーズに対応できるようにする。17年1月末に医療機関向けに米アップルのiOS対応のアプリを発売。アンドロイド用の開発も進めている。利用価格は年間約4万円を予定している。

## 神奈川県、精神障害者の職業訓練強化へ

産経新聞 2016年12月13日

精神障害者の職業訓練強化に向けて県は「神奈川県障害者職業能力開発校」（相模原市南区）で平成29年度から、パソコン操作などを習得する「ビジネス実務コース」の定員を倍増し、20人とすることを明らかにした。県議会本会議で山口裕子県議（民進）の一般質問に黒岩祐治知事が答えた。

精神障害者の雇用をめぐるっては、30年度から障害者の法定雇用率（現在は2%）の中に算定されることが決まっており、求職申し込みが増加している。一方で職業訓練が追いついていないとの指摘もあり、「（現在の10人から）定員を20人に増員し、企業の人材ニーズに応じる必要がある」（黒岩知事）とした。

また県は、統合失調症や躁鬱（そううつ）病など精神障害のさまざまな症状に対応する

ために、職業訓練指導員のスキルアップに向けた研修見直しも掲げた。



#### 交流を続け 10 年目 - 4 障害者施設に助成金／十輪院

奈良新聞 2016 年 12 月 10 日  
助成金の目録を手渡す橋本住職(左端)=9 日、奈良市十輪院町の十輪院

十輪院(橋本純信住職)が創設した「十輪院障害者福祉基金」の助成先が決まり、9 日、奈良市十輪院町の同寺で贈呈式が開かれた。

同寺は仏教の精神を実践しようと、平成 19 年に同基金を設立。県内の障害者施設を対象に毎年、助成を続けている。

#### 新しい作業所の工事着工 (熊本県)

熊本県民テレビ 2016 年 12 月 12 日



熊本地震で被災した障害者の自立支援を行う NPO 法人「そよ風福祉作業所」の新作業所の工事が始まった。そよ風福祉作業所は、ラーメンを通じて被災地の支援を行う九州ラーメン党が立ち上げた団体。障害者を雇用し弁当や惣菜の製造販売をすることで自立を支援している。4 月の地震で益城町木山の作業所が全壊する被害を受けた。これまで支援活動を行ってきた東北の被災地など全

国からの支援を受け、新たな作業所の着工にこぎつけた。濱田龍郎代表は「熊本城もそうだが、益城町も復興のシンボルとして全国にアピールするような福祉村を作っていきたい」と話している。作業所は今月末に完成する予定。来年 4 月には、同じ敷地に九州ラーメン党の店舗や民間ボランティアの拠点も設けられる予定。

#### 障害者支援の財政措置など 10 項目要望 県市長会 神戸新聞 2016 年 12 月 12 日

兵庫県の予算編成を前に、県市長会(構成・県内 29 市、会長・蓬●務小野市長)は 12 日、障害者支援のための財政措置など 10 項目を求める要望書を、井戸敏三知事に提出した。

新規提案は 3 項目。4 月施行の障害者差別解消法で、行政機関に障害の特性に応じた「合理的な配慮」が義務付けられ、筆談ボード購入や簡易スロープ設置などに財政支援を要請。保育士修学資金貸付事業の実施や、県小児救急医療電話相談(＃8000)の対応時間の拡充も挙げた。

残りの 7 項目は国と県に対しての要望。公共施設の老朽化対策への財政支援▽国民健康保険制度の財政基盤強化▽特別な配慮を要する児童生徒を支援するための教職員の配置などを求めた。(斉藤正志) ※●は「業」の「来」が「來」

#### 社説：相模原事件報告 監視強化が気がかりだ 中日新聞 2016 年 12 月 13 日

相模原市の障害者殺傷事件を巡り、国の有識者チームは、すべての措置入院患者の見守りを強めるべきだとの報告書を出した。見守りと監視は紙一重。病気治療の名を借りた人権制限は許されない。

容疑者は精神鑑定を受けていて、疾患があるのか、あったとしても、それが犯行に結びついたのかは未解明だ。なのに、措置入院制度の欠陥が悲劇を生んだとの見立てで議論された。禍根を残さないか気がかりだ。

退院した容疑者が医療や保健、福祉、生活面で手助けされていれば、犯行を防げた可能性はある。報告書はそんな仮説から出発し、措置入院となった患者全員の退院後を支えるべきだと提言した。

精神障害者は危ないから管理下に置くべきだという誤ったメッセージに転化しないか。もしも、テロリストのように反社会的な思想や信仰が犯行の動機だったら、提言の根拠は揺らぎかねない。

もちろん、どんな障害者や難病患者も地域で暮らすには、多方面の手厚い支えが欠かせない。大切なのは、本人の思いや気持ちがしっかりと尊重されることだ。

当たり前だが、措置が解除された患者は自由の身である。望んでもいないおせっかいを押しつけられる筋合いはないだろう。

健康管理のための見守りか、犯罪抑止のための監視か。その分かれ目となるのは、おそらく少なくとも支え手が患者の信頼を勝ち得るかどうかではないか。人としての尊厳にかかわる問題である。

昨年度に新たに措置入院となった患者は七千人余り。退院後の支援計画を立て、現場で実行するには人手とお金がかかる。その段取りにもたつき、入院期間が延びては人権を損ないかねない。

精神保健指定医の資格を不正に取った医師が、容疑者の措置決定に携わっていた。患者を適切に扱っているのか疑念が拭えない。医師の資質と能力が担保されない限り、提言は絵に描いた餅だ。

そもそも真っ先に検証されるべきだったのは、容疑者の入院から犯行に至るまでの警察の対応である。有識者チームには警察庁や法務省が参加していたが、刑事司法上の課題について議論した形跡は皆無に等しい。

措置入院を求める警察官からの通報件数や実際に措置となった割合には、著しい地域差がある。精神医療に犯罪防止の責務を安易に転嫁している面はないか。医療とは切り離し、警察の反省点の洗い出しから出発するべきだ。

#### 【主張】相模原殺傷報告 刑法の大改革に踏み込め 産経新聞 2016年12月13日

二度と同じ悲劇を繰り返してはならない。その強い思いが伝わらない。弥縫（びほう）策では再発を防ぐことはできない。

相模原市の障害者施設「津久井やまゆり園」で19人が刺殺された事件を受け、厚生労働省の有識者検討チームが、再発防止策を示す最終報告を公表した。

措置入院した患者を対象に、都道府県知事などが支援計画案を策定し、病院側は患者の退院後の「生活環境指導員」を選任することなど、退院後の継続的な支援が必要としている。

だが、これが犯罪防止の切り札になり得るだろうか。周囲に見守りの目があることには、一定の抑止効果が期待できる。ただ犯罪への強い欲求を持つ者に有効な措置であるとはいえない。

容疑者は施設の襲撃を予告する手紙を衆院議長公邸に届けていた。内容を把握した神奈川県警が市に通報し、精神保健指定医の診断を経て、措置入院が決定した。容疑者は入院時も「障害者を抹殺する」などの言動を繰り返し、大麻の陽性反応も認められたが、12日後に退院し、予告通りの惨劇が実行された。

求めたいのは、入退院の判断への司法の関与であり、退院後の動向把握への警察の介入である。

検討チームの会合には法務省や警察庁も加わりながら、最終報告に司法や警察の関与については明記されなかった。医療現場や自治体に責任を押しつけるばかりで事件を防ぐことはできない。

未然の犯罪防止に対する司法の腰は重い。日本の刑法の原則が、既遂の犯罪を処罰対象

としているからでもある。同様の慎重意見は共謀罪の導入論議にもみられた。だが、悲惨な犯罪やテロが起きるのを待てというのか。欧米にみられる「治療処分」や「保安処分」の制度化を含め、刑法の抜本的見直しを検討すべきだ。

平成13年、大阪教育大学附属池田小学校に男が押し入り児童8人を包丁で刺殺した。男は2年前に措置入院していた。被告に死刑を言い渡した大阪地裁の裁判長は「子供たちの被害が不可避であったはずはない、との思いを禁じ得ない。二度とこのような悲しい出来事が起きないように、真剣な取り組みが社会全体でなされることを願ってやまない」と述べた。

司法は自ら課した宿題に、積極的に踏み込むべきである。

## 社説：教育機会法 不登校対策で終わるな

朝日新聞 2016年12月13日

フリースクールをはじめ、学校の枠にしばられない多様な学びを正式な制度として親子が選びとる道は、結局認められなかった。残念な結果である。

議員立法による「教育機会確保法」が成立した。

安倍首相が2年前にフリースクールを訪問し、超党派の議員連盟が法律づくりの準備を始めて機運が盛り上がったはずだった。だが、議論の過程で中身は大きく変わってしまった。

当初検討されたのは、フリースクールや自宅での学習を前提に、保護者が「個別学習計画」をつくり、教育委員会の認定を受ければ、義務教育を修了したと認める仕組みだった。

ところが「不登校を助長する」などと自民党内から異論が出て、骨抜きになった。

かわりに法律に盛りこまれたのは、学校復帰を指導する自治体の「教育支援センター」や特別編成のカリキュラムの「不登校特例校」の整備など、現に行われている施策ばかりだ。

単なる不登校対策法とっていい。いまの制度や対策に限界があるからこそ、新規の立法をめざしたのではなかったか。

それでも状況を変える芽が、まったくないわけではない。

法律は、学校以外の場で行う「多様で適切な学習活動」の重要性を認め、つらいときは学校を休んでもよいと「休養の必要性」を明記した。子の発達や参加の権利を保障する「子どもの権利条約」の趣旨にのっとり、冒頭で宣言した。

文科省はこの法律にもとづき「基本指針」をつくる。

どんな内容にするのか。民間団体の意見もていねいに聞きとり、公立だけでなく民間の施設やそこに通う子、自宅で過ごしている子もしっかり支える姿勢を打ち出すべきだ。

不登校の小中学生は12万6千人もいる。だがいまの法体系では、子どもが教育を受ける権利は学校で保障するしかない。法と現実との隔たりを放置し続けるのは、もはや許されない。

今回の法律制定で終わらせるのではなく、学校以外の学びをどこまで認め、それを公教育の中にどう位置づけるか、引き続き議論を深めねばならない。

外国では、芸術の要素を採り入れたシュタイナー教育や、生徒らがルールをつくり、何を学ぶかを自主的に決めるサドベリー教育などが認知されている。そうした場から生まれる多様な価値観は、柔軟でたくましい社会を生む効果をあわせもつ。

法律には施行3年後の見直し規定もある。この成立を新たな検討の出発点としたい。

